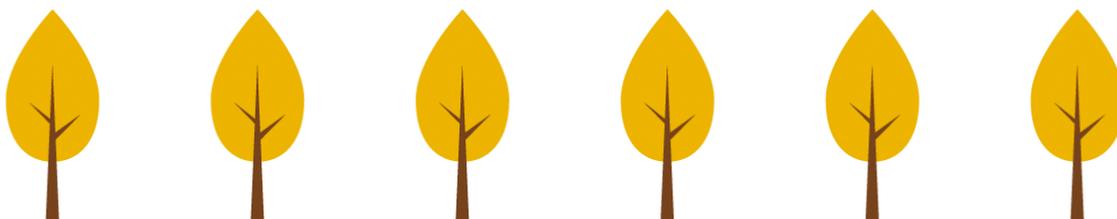


兵庫県緑の青年就業準備給付金手続き

「緑の青年就業準備給付金」は、林業の就業に向け、県立森林大学校において、必要な知識の習得等を行い、将来的に林業経営をも担い得る有望な人材として期待される青年に対して、安心して学業に専念できるよう給付金を給付する制度です。

この手続きは「兵庫県緑の青年就業準備給付金給付要綱」に基づき作成したものです。

手続き及び要綱をよく読み、内容を理解した上で、給付申請等手続きをしてください。



※この手続きは、給付から就業後5年間大切に保管してください。



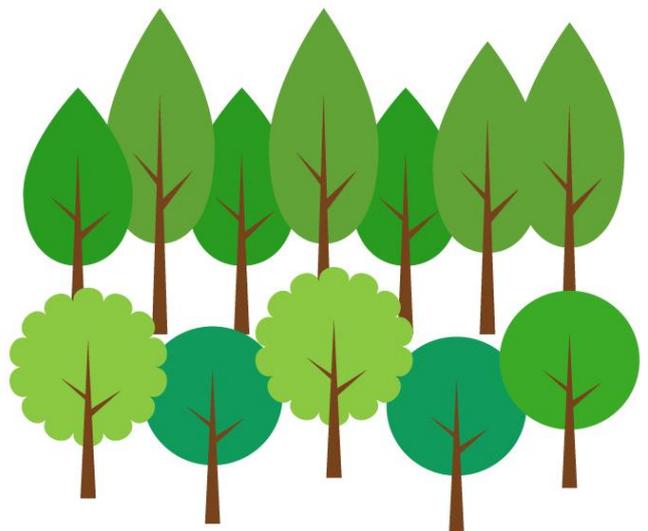
目次



I	制度の概要	1
II	事務手続きの流れ		
	1 在学中の手続き	2
	2 卒業後の手続き	4
	3 共通事項	5
	4 その他	6
III	よくある質問 (Q&A)	7

(別添)

- 1 要綱
- 2 様式



I 制度の概要

県では戦後に植林した森林が本格的な利用期を迎え、伐採等の作業量の増加が見込まれる一方、林業従事者は高齢化により減少しており、新規就業者を継続的に確保・育成する必要があります。

このため、「兵庫県立森林大学校」では、森林林業の即戦力となる人材を育成するため、実践的で高度な技術・知識の習得するための講義・研修を行います。「緑の青年就業準備給付金制度」は、林業従事者を目指すみなさんが安心して学業（以下、研修）に専念できるよう給付金を支給する制度です。

1 給付要件（以下のすべてを満たす必要があります。）

- ① 林業への就業予定時の年齢が、原則 45 歳未満であり、林業へ就業し、将来的にはその中核を担うことについての強い意欲を有している方
- ② 兵庫県立森林大学校専攻科で研修を受ける方
- ③ 研修期間が概ね 1 年かつ年間 1,200 時間以上であること。
→大学校の年間講義時間からの不足時間分は、別途ご自身で担当教員と相談の上、自主研修を行う必要があります(P7-Q3 参照)。
- ④ 常勤（週 35 時間以上で継続的に労働をするものをいう。）の雇用契約を締結していない方
- ⑤ 生活費の確保を目的とした国のほかの事業による給付等を受けていない方
- ⑥ 研修計画書を定められた日までに提出し、研修計画が審査で認められる方

2 支給金額・給付期間

最大 155 万円／年（最長 2 年間）

※ 国予算の範囲内での給付となるため上記の金額に満たない場合があります。

3 連帯保証人

当給付金の申請には連帯保証人が必要です。研修計画の提出にあたり、連帯保証人の署名上、必要書類を提出いただきます。

- ・申請者が成年者の場合・・・1名
- ・申請者が未成年の場合・・・2名（うち1名は法定代理人）
- ・連帯保証人(法定代理人兼連帯保証人を除く。)は、以下の要件をすべて満たす方でなければなりません。

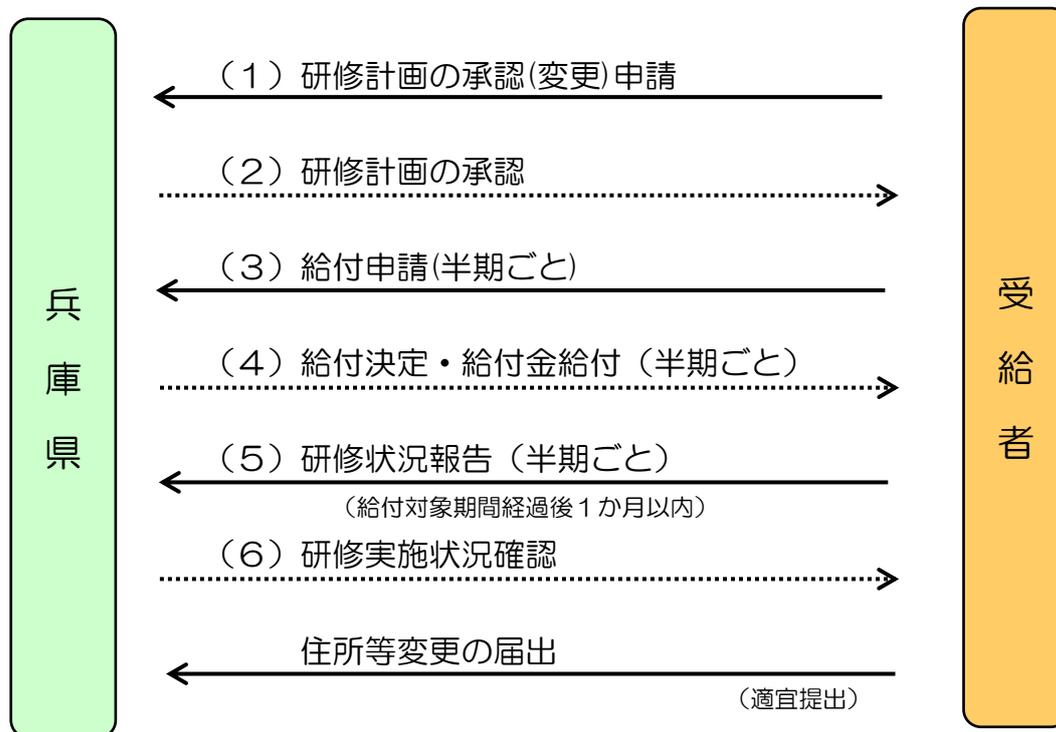
- ア 申請者と生計を一にしていないこと
- イ 前年度所得が給付額を上回ること

※ 連帯保証人は民法上、受給者と同等の責務を負い、返還義務を有することとなります。

受給者は連帯保証人の方へ、この手引き等を用いて、必ず制度内容について説明してください。

Ⅱ 事務手続きの流れ

1 在学中の手続き



(★印は受給者が提出する必要がある項目です。)

★(1) 研修計画の承認申請 (要綱第5条、第7条(以下§5、§7と示す))

給付金の受給希望者は、研修計画(様式第1号)を作成し、承認を受ける必要があります。また、計画を変更する場合はあらかじめ計画の変更を申請し、承認を受けなければなりません。

県が定める期間までに、森林大学校へ書類を提出してください。

(提出時期) 原則、給付期間より前までに

(提出書類) 研修計画(様式第1号)

(添付書類) 研修実施計画(別添1)、誓約書(別添2-1又は2-2)

所得証明書類・戸籍謄本等必要書類

連帯保証人の概要書(別添3)

調査同意書(別添4-1又は4-2、及び4-3)

履歴書(別添5)、個人情報の取扱い(別添6-1又は6-2)

離職票の原本(別添7:必要な場合)

(2) 研修計画の承認 (§6)

県は、研修計画の内容を審査し、予算の範囲内で給付金を給付して研修の実施を支援する必要があるかどうかを決定します。審査結果は、研修計画承認通知書(様式第2号)又は研修計画却下通知書(様式第3号)にて通知します。

★(3) 給付申請 (§ 8)

研修計画の承認を受けた者は、給付申請書(様式第4号)を作成し、大学校を通じて県へ申請します。給付の申請は、基本的に半期ごとに行います。

(提出書類) 給付申請書 (様式第4号)

(添付書類) 身分を証明する書類、離職票 (必要な場合)

(4) 給付決定・給付金給付 (§ 9、§ 10)

県は、給付申請の内容が適当であると認めた場合は、給付決定をし、給付決定通知書(様式第5号)にて通知します。給付金の支払いは半期ごとに受給者が指定する金融機関へ振込みます。

★(5) 研修状況報告 (§ 11)

受給者は、半期ごと(給付対象期間経過後1か月以内)に研修状況を報告する必要があります。森林大学校を通じて研修状況報告書(様式第6号)等を県へ提出してください。

(提出書類) 研修状況報告書 (様式第6号)

(添付書類) 成績表の写し、出席簿の写し、その他活動状況のわかる書類

(6) 研修実施状況確認 (§ 12)

県は、研修状況報告を受けた場合、研修機関(大学校)等と協力し、研修計画に即して必要な技能の習得ができているかどうか研修実施状況を確認(面談等)し、必要な場合は指導します。

★(7) 給付の停止、中止、休止 (§ 18~20)

【停止】 県は、以下の場合には給付を停止します。

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| ① 給付要件を満たさなくなった場合 | ④ 適切な研修を受講していないと判断された場合 |
| ② 研修を途中で中止した場合 | ⑤ 県の実施する調査等に協力しない場合 |
| ③ 研修状況報告を行わなかった場合 | ⑥ 研修を途中で休止した場合 |

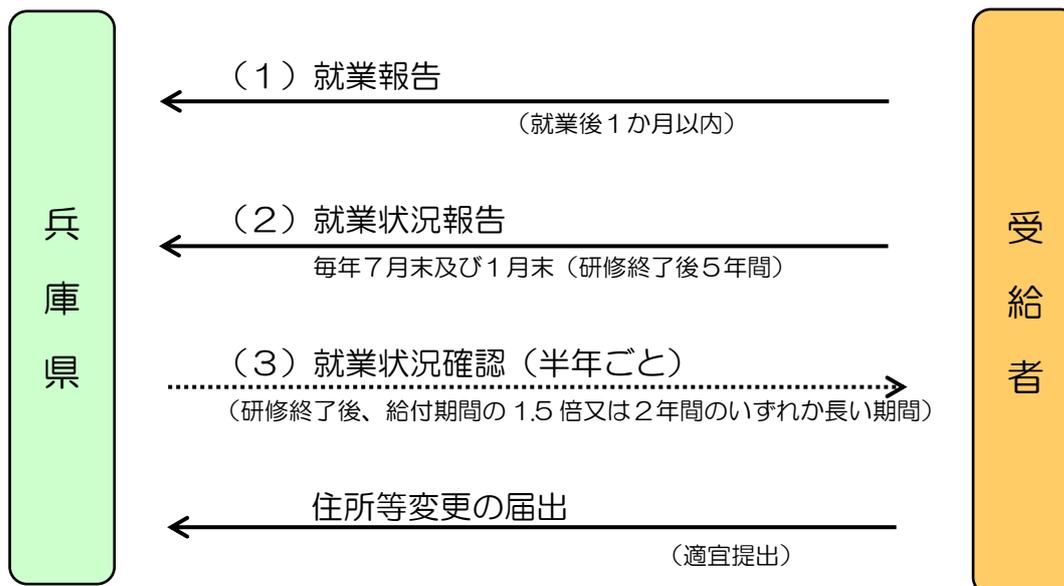
【中止】 受給者は、受給を中止する場合は、中止届(様式第11号)を提出します。又は、上記の①~⑤のいずれかの場合は給付を中止します。

【休止】 受給者は、病気等やむを得ない理由により研修を休止する場合は、県に休止届(様式第12号)を提出してください。また、研修を再開する場合は、研修再開届(様式第13号)を県に提出する必要があります。

★(8) その他注意事項

- 給付金は、雑所得扱いとなりますので、受給した本人が確定申告を行ってください。
- 給付金を受給することで、扶養者の扶養控除を訂正する書類の提出、健康保険への加入手続き等、各種の手続きが発生する場合は、各自で適切に対応する必要があります。

2 卒業後の手続き



★(1) 就業報告 (§ 15)

受給者は、研修終了後1年以内に林業分野へ就業し、就業後1か月以内に就業報告(様式第8号)を提出してください。(林業分野であっても公務員(準ずるもの)は返還の対象となりますのでご注意ください。)

(提出書類) 就業報告(様式第8号)

(添付書類) 雇用契約書の写し等

※この報告は必ず行ってください。報告のない場合は全額返還となります。

★(2) 就業状況の報告 (§ 13)

受給者は、研修終了後5年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月間の就業状況を報告してください。

※ 給付期間の1.5倍又は2年間(以下、就業必要期間という)が過ぎても5年間は提出が必要です。

※ 全額返還した場合は提出の必要はありません。

様式に記入しきれない場合は、別紙にて報告いただいて差し支えありません。

(提出期限) 毎年7月末までに1月～6月までの6か月間分

毎年1月末までに7月～12月までの6か月間分

(提出書類) 就業状況報告(様式第7号)

(添付書類) 出勤簿、作業日誌等の写し(または、それに代わる書類)

※この報告は必ず行ってください。報告のない場合は全額返還となります。

(3) 就業状況確認 (§ 14)

県は、就業必要期間の半年ごとに出勤簿、作業日誌等により就業状況を確認します。必要に応じ、関係者で就業先の作業現場の確認、面接等を行い、適切な指導を行います。

3 在学中、卒業後共通事項

★(1) 住所等変更の届出 (§ 23)

受給者は、給付期間内及び給付期間終了後5年間に氏名、住居地、電話番号等を変更した場合は、住所等変更届を提出してください。

(提出期間) 変更後1か月以内

(提出書類) 住所等変更届(様式第17号)

(2) 給付金の返還 (§ 21)

ア 給付金返還となる場合

以下の場合、給付金の一部又は全額を返還することになります。

一部返還

- 研修を途中で中止・休止した場合
- 研修状況報告を行わなかった場合
- 報告や調査に協力しない場合
- 在学中、常勤で雇用契約を結んだ場合
- 他の給付金等の受給を受けた場合

全額返還

- 適切に研修を受講していない場合
例：授業に参加していない。技術や知識等を習得する努力をしていない場合など
- 卒業後1年以内に林業分野への就業（林業事業体等で常用雇用の雇用契約を締結して労働すること）をしなかった場合
※林業分野であっても、公務員は全額返還となります。
- 林業分野への就業を、給付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間（就業必要期間）継続しない場合
- 必要な手続き・報告を行わなかった場合

→ 県から提出について連絡はありません。ご自身で提出時期に書類を整えご提出ください。
- 虚偽の申請等を行った場合

★イ 返還の手続き

上記(2)の返還事由にあたる事が判明した際には、返還の手続きを進めます
(※一括返還)。

返還方法につきましては、別途通知をさせていただきます。その際には速やかに返還いただきますようお願いいたします。

- ※ 県の指定する返還期日までに給付金を返還しなかった場合、延滞金が発生します。(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 19 条第 2 項の規定に準じた額=年 10.95%)
- ※ 返還の遅延があった場合は、連帯保証人にご連絡させていただき、必要に応じて返還請求を行います。

★ウ 返還免除 (§ 21、22)

受給者は病気や災害等やむを得ない事情に該当する場合は、返還免除されることがあります。

(提出書類) 返還免除申請書 (様式第 14 号)

申請内容が適当と認められ返還免除する場合は、返還免除決定通知書により通知します。

★(3) 継続研修 (§ 16、 § 17)

受給者は卒業後、引き続き受給対象となった研修に準ずる研修 (以下「継続研修」という。)を受けることができます。

その場合には継続研修計画 (様式第 9 号) を申請し、承認を受けなければなりません。

継続研修中は、大学校在学中と同様に研修状況報告の必要があります。

(P.3 1(5)、(6)参照)

継続研修具体例：

さらなる知識習得等のため、(独)国際協力機構(JICA)に応募し、これまでに学んだ林業の知識・技能等を活用してボランティア活動に従事する等

4 その他

申請書等の様式については、別添の様式をコピーしてご使用ください。

電子データがご入り用の場合は、県担当課又は森林大学校担当課へお問い合わせください。

Ⅲ よくある質問 (Q&A)

Q 1 奨学金を受けようと思っていますが、給付金も受けられますか。

原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けている場合は、給付対象外となります。

例：生活保護、雇用保険の失業手当、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進費等

Q 2 申請をすれば必ず給付されますか。

給付要件を満たさない場合は給付されません。

また、単年度による予算の範囲内で審査し給付決定を行うため、すべての方の申請にお応えできない場合や、年度により給付額が変更される場合があります。

Q 3 給付要件で、研修期間が概ね1年かつ年間1,200時間以上であることとあり、不足分は自主研修を行う必要があるされていますが、「自主研修」とはどのようなものですか。

学校での授業外に、自己学習や森林に関するボランティア活動等があげられます。

例：森林・林業の地域イベントの参加・協力

林業・木材産業事業体の見学及び職場体験 など

※「兵庫県立森林大学校自主研修等認定要領」に基づき認定を受ける必要がありますので、具体的な手続きにつきましては同要領を参照してください。

Q 4 留年した場合は返還になりますか。

適切に研修を受講していない場合や、技術及び知識等を習得する努力をしていない場合などは全額返還いただくこととなります。

ただし、受給者の病気等やむを得ない理由により研修を休止する場合は、休止届を提出することにより、給付を中断し、研修再開届を提出することにより再開することができます。

Q 5 連帯保証人は親族でもいいですか。

生計を一にしていなければ、親族でも連帯保証人になれます。

(※生計を一にするとはい、日常の生活のお金を共にしていることを言います。

同居・別居の有無は問いません。)

Q 6 年度の途中から給付を受けることは可能ですか。

原則できません。

ただし、予算に余剰があるときには給付できる場合があります。

Q 7 「林業分野への就業」とはどのようなものを指しますか。

林業分野を判断する材料として、総務省の国勢調査による分類方法を準用し、同調査における産業分類で「林業」に分類される事業所と常用雇用契約を締結することをもって「林業分野への就業」とします。

ただし、林業分野であっても公務員（準ずるものを含む）は、「林業分野への就業」に含まないので、就職・転職をお考えの際にはご注意ください。

Q 8 親元に就業した場合は「林業分野への就業」となりますか。

他の従業員がいる場合は、それらと同等の処遇で常用雇用の雇用契約を締結しているのであれば、「林業分野への就業」とみなされます。

また、他の従業員がいない場合は、当該地域における同種事業の雇用条件等を勘案し、常識的な範囲の雇用条件であれば、「林業分野への就業」とみなします。

ただし、林家については、単に山林を保有しているだけでなく、しっかりと林業経営を行っている必要があります。

Q 9 就業後、会社倒産等の都合で、林業分野で就業できなくなった場合も返還しなければいけませんか。

原則返還となりますが、速やかに他の林業分野への就業をした場合等、返還の対象とならない場合があります。その場合は、早めに県担当課へご相談ください。

Q10 就業状況報告は、5年間提出が必要とのことですが、林業分野への就業を給付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間(以下、就業必要期間)継続したあとも就業状況報告の提出は必要ですか。

必要です。

就業必要期間林業分野での就業をしていただく、かつ、5年間の就業状況報告が返還免除の要件となります。

ただし、研修終了後、就業必要期間継続して就業した後、林業への就業を辞めてしまった場合、その旨の就業状況報告を適切に行った以降については、就業状況報告を提出する必要はなく、全額返還の対象になりません。

Q11 書類の提出が必要な場合は県からお知らせしてもらえるのでしょうか。

お知らせはしていません。手引き裏面のチェックリストを参考に、ご自身で提出時期に提出してください。

提出がない場合、返還となることがありますので、くれぐれもご注意ください。

Q12 返還となった場合、自身で返還するので連帯保証人へ知らせないでほしい。

できません。債務の発生を知らせないことは連帯保証人の不利益となりますので、返還が決定した場合は連帯保証人へ返還が決定した旨の連絡をする必要があります。

トラブル防止のため、返還となる場合にはご自身から連帯保証人へあらかじめ説明をしておくことをおすすめします。

Q13 返還となった場合、分割返還できますか。

できません。給付額の全額を一括で返還いただくこととなります。

返還決定後、納付書をお渡ししますので、指定金融機関にてお支払いください。

返還期日までに給付金を返還しなかった場合、年10.95%の割合で計算した延滞金を支払う必要があります。

<提出書類 チェックリスト>

		こんなとき	いつまでに？ (提出期限)	何を？ (提出書類)
在学中	1	給付を受けたい	県の指定する日 (4月頃)	研修計画(様式第1号) 給付申請書(様式第4号)
	2	研修計画を変更する	変更した研修開始前	研修計画(様式第1号)
	3	就学中	給付対象期間経過後 1か月以内 (年2回 通常10月、3月)	研修状況報告書(様式第6号)
	4	病気等により研修を 休止する・再開する	速やかに	休止届(様式第12号)
再開前に			再開届(様式第13号)	
卒業後	5	就職した	就業後1ヶ月以内	就業報告(様式第8号)
	6	就業中 (卒業後5年間)	毎年7月末と1月末に (年2回)	就業状況報告(様式第7号)
	7	卒業後1年以内に林業 分野に就業しなかった	速やかに	県担当課までご連絡ください。 別途返還に関する手続きをお知 らせします。
		就業必要期間内に仕 事を辞めた		
	8	病気・災害等により就 業できなくなった	左記事由の発生後、 速やかに	返還免除申請書(様式第14号)
9	継続研修を行う	継続研修開始前	継続研修計画(様式第9号)	
		継続研修開始後、 1か月以内	継続研修届(様式第10号)	
共通	10	氏名、住所や連絡先が 変わった	変更後1か月以内	住所等変更届(様式第17号)

<書類提出先>

兵庫県立森林大学校
「緑の青年就業準備給付金」担当
〒671-4142
兵庫県宍粟市一宮町能倉772-1
電話・FAX 0790-72-2700

<制度内容等問い合わせ先>

兵庫県農政環境部農林水産局 林務課
「緑の青年就業準備給付金」担当
〒650-8567
兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1
電話 078-341-7711(内線4198)
078-362-3161(直通)
FAX 078-362-3954